

# 一般社団法人 全日本テコンドー協会 準加盟団体規程

## (目的)

**第1条** この規程は、定款第57条の規定に基づき、当法人の準加盟団体（定款第48条の準加盟団体をいう。以下、同じ。）について必要な事項を定める。

## (加盟団体規程の準用)

**第2条** 加盟団体規程第2条、第3条、第6条及び第8条から第12条までの規定は、準加盟団体について準用する。この場合において、加盟団体規程第3条2項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（(3)を除く。）」と、同項(6)中「(1)から(5)まで」とあるのは「(1)、(2)、(4)及び(5)」と、同条第3項中「(1)から(6)まで」とあるのは「(1)、(2)及び(4)から(6)まで」と読み替えるものとする。

## (加盟団体の負担金)

**第3条** 準加盟団体は、各事業年度開始の日の属する月の翌月の末日迄に、それぞれ70,000円を負担金として納入しなければならない。

2 前項に規定する金額を変更する場合には、理事会及び正会員総会の承認を得なければならない。

## (加盟団体への変更)

**第4条** 準加盟団体は、加盟団体となることについて加盟団体規程第2条第1項に規定する承認を受けた場合には、加盟団体となる日の前日に準加盟団体を脱退したものとみなす。

## 附則〔平成26年11月1日制定〕

- 1 この規程は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度に関しては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定により加盟団体規程第11条の規定を準用する場合における第2条の規定は、平成27年4月1日以後に行う加盟団体規程第11条に規定する加入等（以下、この項において「加入等」という。）について適用し、同日前行う加入等に関しては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附則〔平成29年2月11日改正〕

平成29年2月11日の平成28年度2月定例理事会及び平成29年3月25日の平成28年度3月臨時正会員総会において承認された第3条の改正は、平成29年4月1日から施行する。